

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊地第26号

平成30年1月24日

地域警察部門における犯罪の起きにくい社会づくりに向けた取組の強化について（通達）

**【概要】**

本通達は、地域警察部門における犯罪の起きにくい社会づくりに向けた取組を、更に推進するものである。

本通達の項目は、

- 見せる活動の強化
- 職務質問等の強化による積極的な取締り
- 効果的な少年補導と少年健全育成
- タイムリーな情報提供・要望把握

となっている。